

1．件名：「日本原燃(株)MOX施設の新規制基準適合性に関するヒアリング
(345)」

2．日時：令和2年7月8日(水)10時00分～12時00分

3．場所：原子力規制庁 10階会議室(TV会議により実施)

4．出席者

原子力規制庁

原子力規制部

核燃料施設審査部門

(原子力規制部新基準適合性審査チーム)

古作企画調査官、建部主任安全審査官、田尻安全審査官

日本原燃(株)

高松 理事 燃料製造事業部 副事業部長 他12名

5．要旨

(1) 日本原燃株式会社(以下「日本原燃」という。)から、当日提出資料に基づき、火災による損傷の防止及び重大事故の有効性評価等の考え方について説明を受け、原子力規制庁から、以下の点について説明するよう求めた。

火災による損傷の防止

- ・グローブボックス内火災の消火の成立性について、試験結果が実機に適用できる根拠等を整理すること。

重大事故の有効性評価等の考え方

- ・再処理施設の事業変更許可申請書を参考に、説明の構成等を整理すること。
- ・飛散したMOX粉末の外部への放出に至る経路は複数考えられることから、想定される漏えい経路全てに対する評価の考え方を整理すること。
- ・評価条件の不確かさの要因となるものを全て挙げ、各要因による影響について整理すること。
- ・核燃料物質等の回収及び閉じ込める機能の回復について、手順着手の判断基準を示すとともに、対処の内容を変更する場合は、その考え方について整理すること。

(2) 日本原燃から、本日のヒアリングを踏まえて対応する旨の発言があった。

6．その他

提出資料

「指摘事項に対する回答 第5条：火災等による損傷の防止」

「第23条：火災等による損傷の防止」

「重大事故における現象、対処を踏まえた有効性評価等について」